

豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路等の寄附に関し必要な事項を定め、私道の公道化を促進し、道路機能を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第42条第2項に規定する道路又は道路幅員が4メートル未満の道路をいう。
- 2 公道 道路法（昭和27年法律第180号。）第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、府道及び市道、又は市が所有権等に基づき管理している道路をいう。

(寄附受理基準)

第3条 寄附受理ができる私有道路敷は、一般通行の用に供されているもので、次の各号のいずれかに該当し、かつ受理することが適当と認められるものとする。

- (1) 狭あい道路で拡幅整備されたもの
 - (2) 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受け、位置指定図どおり整備された道路
 - (3) 公道間を連絡し、幅員が4メートル以上の道路
 - (4) 道路の一端が公道に接続し、一般通行の用に供され幅員が4メートル以上の道路
 - (5) 市道区域内にあるもの
- 2 前項に規定する寄附受理基準のほかに、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 寄附敷地の区域が明確であること。
 - (2) 寄附敷地には、所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (3) 寄附敷地に道路法又は豊中市法定外公共物管理条例に適合しない工作物又は施設等の占用がされていないこと。

(4) 前各号のほか、市道の管理に支障となる特別の事由が存在しないこと。

(事前協議)

第4条 寄附申出者は、事前に寄附及び道路整備等について市長と協議しなければならない。

(寄附の申出)

第5条 前条の規定に基づく事前協議後、寄附受理が可である旨の回答を受けた寄附申出者（以下「寄附申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「寄附申込書」という。）を提出するものとする。

- (1) 道路敷地寄附申込書（第1号様式）（1通）
- (2) 土地寄附契約書（第2号様式）（2通）
- (3) 登記原因証明情報兼登記承諾書（第3号様式）（1通）
- (4) 印鑑証明書（登記名義に共有者がいる場合は所有者毎に各1通）
- (5) 代表者の資格証明書（登記名義が法人の場合のみ1通）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(道路整備等)

第6条 私有道路敷の寄附に伴う道路整備等については、寄附申込者が道路整備等を行い、市長がこれに要する費用を予算の範囲内で助成する、又は市長が道路整備等を行うことができる。

- 2 前項の道路整備等とは、次の各号に掲げる工事等とする。
 - (1) 舗装工事
 - (2) 側溝工事
 - (3) 分筆測量
 - (4) その他市長が必要と認める工事等
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。
 - (1) 豊中市土地利用の調整に関する条例第2条第1項第5号アからエまでに掲げるもの又は関連するもの。
 - (2) 営利を目的とする不動産の分譲又は賃貸の事業に伴うもの。
 - (3) 国又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる公共的機関が築造

する道路。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成等をすることが適当でないと市長が判断するもの。

(助成金の額)

第7条 前条第1項の規定による私有道路敷の寄附に伴う道路整備等に要する助成金の額については、別に定める寄附道路整備助成基準によるものとする。

- 2 前項の規定により算出した額の千円未満の額は、切り捨てるものとする。

(助成金交付申込)

第8条 助成金を受けようとする寄附申込者（以下「助成申込者」という。）は、道路整備助成金交付申込書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申し込まなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 整備計画を示す図書
- (3) 工事等見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込内容について審査を行い、第7条に規定する基準に適合すると認めたときは、助成申込者に対し、道路整備助成金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 助成申込者は、助成金交付決定後において、やむを得ない事情等により決定事項を変更しようとする場合、道路整備助成金交付決定事項変更届（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(完了実績の報告)

第10条 助成申込者は、道路整備等を完了したときは、完了実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 助成申込者は、第9条第1項に規定する通知を受けた日から、1年以内に前項に規定する完了実績報告書を提出しなければならない。

(完了検査)

第11条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、完了検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による完了検査の結果、補修等の必要があると判断したときは、助成申込者に対し、補修等を指示することができる。

3 助成申込者は、前項の規定による補修等の指示を受けた場合は、速やかに補修等をしなければならない。

(助成金額決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、助成金交付決定の内容に適合していると認めたときは、助成申込者に対し、道路整備助成金額決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による道路整備助成金額決定通知を受けた助成申込者は、寄附申込書を市長に提出するものとする。

(寄附契約及び移転登記等)

第13条 市長は、寄附申込書が提出されたときは、寄附申込者と寄附契約を締結し、所有権移転登記を行うものとする。

(助成金の請求)

第14条 所有権移転登記完了後、助成申込者は、道路整備助成金交付請求書（第9号様式）により助成金を市長に請求することができる。

(助成金の支払い)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を助成申込者に支払うものとする。

(助成金決定通知の取消し及び返還)

第16条 市長は、助成金の決定にあたって助成申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取消し、既に支払済みのときは返還を命じることができる。

- (1) 虚偽、その他不正の行為による交付決定又は決定通知を受けたとき。
- (2) 市長の指示に従わなかったとき。

(他の事業との二重助成の禁止)

第17条 この要綱に基づく助成金と他の事業による道路整備等に関する助成金とを二重に受け取ることができない。

(その他)

第18条 この要綱に定めがない助成金に関する事項については豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるところによる。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行に伴い、私有道路敷寄附採納要綱（昭和44年10月1日制定）については廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。なお、この要綱の施行後の事前協議から適用するものとする。

第1号様式

年 月 日

豊中市長 様

住 所

申込者代表

氏 名

Ⓜ

TEL

—

—

道 路 敷 地 寄 附 申 込 書

下記の土地を市道路敷として寄附申込みいたします。

土地の表示	地目	地積 m ²	所 有 者	印
			住 所 ・ 氏 名 ・ TEL	

(必要書類) 土地寄附契約書(2通)、印鑑証明書(所有者各1通)、代表者の資格証明書(法人のみ)、登記原因証明情報兼登記承諾書(1通)、固定資産税減免申請書(所有者各1通)、その他必要書類(委任状、測量図等)

(注 意) 印は、実印を鮮明に押印してください。

第2号様式

土地寄附契約書

豊中市を甲とし、
を乙として末尾表示土地（以下「土地」という。）について、次のとおり寄附契約を締結する。

記

第1条 乙は、この土地を道路用地として甲に無償寄附するものとする。

第2条 この契約締結と同時に土地の所有権は甲に移転するものとする。

第3条 土地に物権、抵当権又は賃借権（耕作権を含む）、その他物件の負担となるべき権利の設定、その他甲の完全なる所有権の行使を妨げる瑕疵があるときは、乙はこれらの瑕疵を除去するものとする。

第4条 寄附土地について、この契約締結後、第三者から異議の申し立て又は権利の主張があった場合には、乙の責任において一切を解決し甲に迷惑をかけないものとする。

第5条 土地に対する公租公課は、本契約の締結年月日を基準とし契約日現在未到来の納期分については、甲の負担としすでに到来している納期分については、乙の負担とする。

第6条 この契約締結後いかなる理由によるも解約しないものとする。

第7条 所有権移転登記手続きは甲において行い、この契約に要する費用は甲において負担するものとする。

この契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 豊中市
豊中市長

乙

土地の表示

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1)当事者 権利者(甲) 豊 中 市

義務者(乙)

(2)不動産の表示 末尾に記載

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、平成 年 月 日、本件不動産を寄附した。

(2) 甲は寄附を受諾した。よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記承諾

乙は、上記に基づき、甲により、所有権移転嘱託登記が行われることについて、承諾致します。

平成 年 月 日 大阪法務局池田出張所

上記のとおり相違ありません。

権利者 豊 中 市
豊 中 市 長

義務者 住所

氏名

土 地 の 表 示		
所 在 地 番	地 目	地 積
豊中市		m ²

道路整備助成金交付申込書

豊中市長 様

申込者 住所

氏名 ㊟

電話番号

私道道路敷の寄附に伴う整備工事等の助成を受けたいので、豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱第8条の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

施工場所	豊中市
助成対象となる工事種別	
工事等施工業者 (又は代理者)	住所(所在地) 氏名(名称) (担当者) (電話番号)
予定工事費	円
完了予定時期	年 月 頃
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 整備計画を示す図書 <input type="checkbox"/> 工事等見積書 <input type="checkbox"/> その他 ()

道路整備助成金交付決定通知書

様

豊中市長

平成 年 月 日付で申込みのあった道路整備助成金の交付については次のとおり決定しましたので、豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱第9条の規定により通知します。

施工場所	豊中市
助成対象となる工事種別	
認定工事費	円
内訳	

(注) 本決定通知日から、1年以内に完了実績報告書を提出してください。

道路整備助成金交付決定事項変更届

豊中市長 様

申込者 住所

氏名 ⑩

電話番号

平成 年 月 日付で申込み、平成 年 月 日付豊基管寄第 号
で交付決定を受けた道路整備助成金交付決定事項を以下のとおり変更したいので、豊中市狭
あい道路等の寄附に関する要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

変更内容

変更理由

完了実績報告書

豊中市長 様

申込者 住所

氏名 ⑩

電話番号

私道道路敷の寄附に伴う整備工事等が完了しましたので、豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱第10条の規定により報告します。

交付決定	平成 年 月 日付 豊基管寄第 号
施工場所	豊中市
助成対象となる工事種別	
工事完了日	平成 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 工事出来高図面 <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> その他 ()

道路整備助成金額決定通知書

様

豊中市長

平成 年 月 日付の交付決定については次のとおり助成金額を決定しましたので、
豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱第12条第1項の規定により通知します。

施工場所	豊中市
助成金決定額	円
内訳	

平成 年 月 日

道路整備助成金交付請求書

豊中市長 様

申込者 住所

氏名 ⑩

電話番号

平成 年 月 日付豊中市指令基管第 号をもって、道路整備助成金額決定通知書を受けましたので、豊中市狭あい道路等の寄附に関する要綱第14条の規定により下記金額を請求します。

記

請求金額 金 円

なお上記助成金は、下記口座へ振込方、よろしくお願ひします。

口座振替依頼書

振込先銀行	銀行										支店
預金種目	1.普通	2.当座	3.貯蓄	口座番号							
振込口座 フリガナ	お名前										
名義											
住所	住所										
	TEL (- -)										